

中学校武道必修化にともなう 剣道授業の課題についての一考察

和田 宗春*

教育指導要領が改正され、武道が必修化されることになった。

その時の社会、世間の反応は2つに分れた。戦前、戦中、竹刀をつかって、授業中に理不尽に打たれた人人は、その痛さと屈辱からふたたび軍国主義を招来するのではないかと反発をした。とりわけ教育界に多くみられた。

一方で世の中の無秩序を正すためには時宜をえたものだという声もあった。保守的な勢力が歓迎したといえよう。時の政権が靖国神社問題などで保守色の強い安倍政権ということも重なっていた。

論者の立場は武道とりわけ剣道は、奥の深い個人の身体的、精神的な修練、修習にふさわしいという立場である。自身、剣道錬士六段、居合道五段、杖道四段の修行中である。30年以上、武道を学んできて、攻撃的になったりいわゆる保守的に感化されることはなかった。要するに武道、剣道は無色であってそこに存在するだけのものである。私は伝統的な身体文化といっている。くりかえすが武道、剣道は他人を攻撃し傷める道具になりうるし、身体、精神、心を鍛えることもできる。それを扱う人あるいは組織の意図によってどうにでも利用される。

その武道が敗戦後どのような道を辿り、わが国の中学校の必修科目となったのか。その指導の受け皿となる組織はどのように誕生し活動しているのか。また中学校の現場の生徒はどのように受けとめているのか、を中心に論述したいと思う。

Key Words : 武道 (剣道), GHQ, 武道・スポーツ基本法 (仮称)

一、敗戦後の剣道と学校剣道の復活へ

わが国は昭和20年(1945)8月に第二次世界大戦に敗北することによって、革命的ともいえる社会変革を余儀なくされた。天皇制、農地改革、財閥解体など戦前の日本を形成した屋台骨ともいえる体制、制度が改廃されていった。

この年ポツダム宣言を受諾して連合国に降伏した日本国の統治権は昭和26年(1952)4月にサンフランシスコ講和条約が発効するまで、米英を

中心とする連合国軍総司令部(GHQ)が掌握した。ポツダム宣言の遂行目的の一つは、わが国の軍国主義者、超国家主義者や占領の目的に反対する者を国家の枢要な組織から追放することであった。GHQは武道である剣道を軍国主義、超国家主義の象徴あるいはそれに利用されていたものとして捉えていた。

われわれが身近に確認できる書物に、アメリカ文化人類学者、ルース・ベネディクトが1946年に出版した『菊と刀 日本の文化形態』がある。この本のもとになる調査依頼は、アメリカ国

*人間学部

務省戦時情報局海外情報部である。敵国である日本の国家指導の形、日本人の思想、価値観、行動様式など日本文化をあらかじめ調査資料としておいて、戦勝後に統治に生かそうとするものであった。『菊と刀 日本の文化形態』はGHQが日本人の特性を戦時中から調査し、その後の統治を暗示しているようにも思える。資料だけで書かれた本書のなかで、忠臣蔵の復讐劇を賛美する日本人の気風について触れているが、戦場で血を流してきたGHQからすると、すなわち日本、日本人といえば刀、日本刀、切腹さらには戦争末期に弾丸が尽きた時の切り込み攻撃、さらには戦闘機による自爆、玉砕攻撃などにも敷衍しがちであった。

一文部省とGHQの交渉

戦後の教育の民主化政策によって武道、剣道の授業は不可能となっていた。その復活への関係者の努力が始まる。まず昭和21年（1946）3月から文部省体育局振興課長の栗本義彦はGHQの民間情報教育局（CIE）のノヴィール少佐との剣道復活の交渉にあたった。

CIEは剣道をふくむ「武道」がMilitary Arts（軍事闘争術）と英訳される内容と実態ならば使用は不適当なので、個別の名称をつかうことということであった。たとえば剣道、柔道、薙刀などである。この時に戦争直後ということもあって、「武道」が軍事闘争術であるという認識がCIEには強くあった。しかしながら柔道については「人格ヲ涵養シ身体ヲ鍛練スルト云フソレ本来ノ性質ニ復帰」、弓道は「個人的ノ趣味ヲ満足サセル愉快ナ健全ナスポーツシテ扱ハレ」るように、と指示を出している。

表1にまとめたように、軍事闘争術として剣道は扱われ、非国際的でありかつ戦闘精神を助長する運動であるから認められない、というのである。

表1: 当時のGHQ, CIEの武道への理解

軍事闘争術	Budo
剣道	Judo, Kyudo
非国際的	国際的
戦闘精神を助長する運動	Sports（運動）
否定	是認

要するにCIEは好意をもって柔道、弓道については理解していたということである。その大本となるのは柔道の創始者である嘉納治五郎が、すすんでアメリカなど海外に普及活動をして、いち早く国際的に愛好家があったことであろう。また連合軍のなかにも講道館にいて稽古をするような軍人もいて好意的な雰囲気もあった。さらに弓道については、アーチェリーという酷似のスポーツが欧米にはあって共通の理解が進みやすいということもあった。

ところが剣道はこのような扱いにはならなかった。栗木・ノヴィール交渉ではCIEから次のような指摘と関与があった。

「三、刀剣ハ战斗ノ器具トシテ日本人ニ依ツテ戦時中使用サレタガ故ニ、ソシテ剣道ハ如何ニ効果的ニ刀剣ヲ用フ可キカヲ兵ニ訓練スル為ニ使ハレタルガ故ニ、ソシテ更ニ剣道ハ本質的ニ一ツノ集団訓練活動デアツタガ故ニ、剣道ノ活発ノ奨励トカ組織的ナ鼓舞激励ハ如何ナル公私機関ニ依ツテモ行ハレナイデ、ソノ代リニ何等軍事的ナ歴史又ハ意義（軍事的）ヲ内蔵シテキナイ様ナスポーツ奨励ノ方向ニ努力ガ向ケラレル様ニ勧告スルモノデアル」（剣道の歴史2003 117P 下線 和田）

この勧告を受けて文部省は昭和21年8月に「社会体育実施の参考」の通牒を出している。武道、剣道、柔道、弓道について次のように衆知した。

「九 剣道、柔道、弓道の取扱について

一、銃剣道、射撃が戦時中特に軍事的要求により発達したので、昭和二十年十月二十五日附健乙第四七号厚生省健民局長通牒により禁止したが、今後一層之が徹底を図り遺憾なきを記すること。

二、剣道、柔道、弓道等を総括した名称として従来武道なる言葉を使用していたが文字自体に軍事的乃至武的意味を持っているので、今後は現に実施されている剣道、柔道、弓道等に対しては武道なる言葉を使用することなく、単に剣道、柔道、弓道等と其れ自体の名称を使用するようにな

- すこと。
- 三、剣道は戦時中刀剣を兵器として如何に使用すべきかを訓練するに利用された事実があるので、軍事的色調を一切急速に払拭せんとする今日、公私の組織ある団体に於て従来の形態、内容による剣道を積極的に指導、奨励をなさざるを可とすること、而して剣道が将来他の純粹スポーツと同様の方向に進められるよう充分なる研究努力すること。
- 四、柔道、弓道はその本来の目的たる人格の涵養、身体の鍛練を図ることを主眼とし個人の趣味、嗜好に即ち、一層明朗健全なるものとしての面目を發揮するよう充分なる努力をなすこと」

(剣道の歴史 2003 450P 下線 和田)

この栗木・ノヴィール交渉と文部省の通牒が今日まで武道と剣道の存在をあいまいなものとしたのである。すなわち論者が下線を引いた部分が問題で、スポーツというものについて当時は、武道界、剣道界、文部省もそれぞれ深く検討せずに行ったということである。取扱の二、に示されたように「文字自体に軍事的乃至武的意味を持っているので、…武道なる言葉を使用することなく、単に剣道、柔道、弓道等と其れ自体の名称を使用する…」といった方向や姿勢を打ち出している。

すなわちCIE, 文科省が一致して合意したのがスポーツとしての武道、剣道である。後にふれる平成15年の学習指導要領の改正で「伝統や文化に関する教育の充実」において、武道の指導を充実し、わが国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要であるとしている。「ここにいうわが国固有の伝統や文化…」に武道があるとす文科省の学習指導要領は、スポーツとしての武道と矛盾する。すなわちスポーツはわが国固有の伝統や文化でないからである。

はたして文科省は武道をスポーツとし、武道をスポーツ的な武道と規定しようとしているのだろうか。この問題は武道界、剣道界、文科省、スポー

ツ界を含む国民的議論をするべき時に来ている。

さらに栗木・ノヴィール交渉の勧告の中にある「ソノ代リニ…」以降の関与については当時の剣道界の理解は統一されていなかったし、CIEも明確にはしなかった。

すなわち剣道愛好組織や個人のなかには「軍事的ナ歴史又ハ意義(軍事的)ヲ内蔵シテイナイススポーツ奨励ノ方向ニ…」という関与を表面的に解釈していた可能性があった。軍事的な歴史または意義をもたない剣道であれば、いままで通り稽古や活動できると解釈して、剣道熱が再燃しはじめたのである。

ところが昭和22年(1947)4月にGHQの極東委員会でだした『日本教育制度改革に関する極東委員会指令』は「剣道のような戦闘精神を助長する昔からの運動もすべて廃止せねばならぬ」と断言した。これまでのCIEとは異なる厳しい判断である。廃止を要求された剣道関係者は、禁止ではないことを根拠に自粛をすることとなった。

この極東委員会指令の意図したところは、先に触れた昭和21年(1946)の栗木・ノヴィール交渉の結果であるスポーツについての剣道界の理解と、それにもとづく修正がなされていないということであった。すでに記したように、すなわち文部省や剣道界が武道をミリタリー・アーツと訳するのであれば使用は不相当といわれて、容認し、何ら反論、説明もせずに行ったことに起因する。

さらにこの指令では、剣道を廃止しなければならないとした。解決するのに、先の武道の例のように剣道という用語を不使用とすればよいのか、または実体も含めて廃止なのかという崖っぷちの状況となった。そこで昭和24年(1949)学生剣道連盟のO・Bが中心となって「東京剣道倶楽部」を結成したり、「東京剣道連合会」が「スポーツ剣道を振興し…」という規約をつくって溢路を突破しようとした、さらに翌年3月「全日本剣道競技連盟」を結成し、GHQのCIEの認可を得ようとした、しかし、「武道」と同じく「剣道」という名称のつく団体も認めないという決定がなされた。

—剣道界の工夫—

ここにおいてGHQという日本の統治組織は、武道も剣道も認めないという結論に至った。

これに対して従来からの剣道愛好団体や愛好家は、CIEの指導をうけつつ実際は剣道に酷似した撓（しな）い競技を創作して、昭和25年（1950）全国大会を名古屋において開催している。しかし剣道の復活を希望する人人は、新しい剣道の理念を戦後のわが国の姿と照合しながら検討しはじめた。この方向はGHQに認められるための便法ではなく、スポーツとしての剣道の要素を意識したものとなっていった。とくに昭和25年（1950）に大阪で発足した『大阪剣道倶楽部』は『国民的スポーツ』として日本体育協会への加入を急ぎ『文化的剣道』を提唱していった。

そして昭和27年（1952）4月に対日講和条約が発効して、日本が戦後の独立を果たした。GHQ、CIEは、剣道がわが国が第二次世界大戦をおこすきっかけとなった軍国主義、超国家主義の象徴として剣道をとらえていた。すなわち武道と剣道の拒否、否定をしつづけた背景がこれであった。そしてGHQの影響力がなくなってはじめて、剣道が完全な日本政府のもとで認められることになった。

このような動きをうけて社会体育としての剣道にも動きが生じてきた。昭和27年（1952）10月、全日本剣道連盟が結成され、連盟においても以下の4点が検討された。剣道の制限を撤廃するためである。

- 「一、スポーツの一種としての性格を明らかにすること。
- 二、学生、生徒の心身発育にふさわしい競技方法と内容を考えること。
- 三、青少年間に広く普及すること。
- 四、全日本剣道連盟がスポーツ団体として組織され、民主的に運営されること」

（剣道の歴史 2003 120P）

などが審議された。そして保健体育審議会でも審議され、昭和28年（1953）5月に独立後、スポーツとしての剣道の実施が強く要望され、また指導者も従来のそれとは、全く新しいスポーツの一種目とみられるならば、剣道の禁止を解いてもよか

ろうという気運が生じた、として、同年五月に文部省から「社会体育としての剣道の取扱について」の通知が出され、全面解禁となった。（『文部時報』第911号）。

この全面解禁の後にも全日本撓競技連盟と全日本剣道連盟の一本化の問題が組織的に残されたが、昭和29年（1954）に実現し、翌年に日本体育協会に加入し、その年の第十回国民体育大会から正式種目として参加するようになった。

以上、検討してきたように、戦後禁止された武道のなかでも、とりわけGHQや文部省から制約をうけてきたのが剣道である。

—学校剣道の対応—

このように概観してみると、剣道はひたすらスポーツ化することに汲汲としてきた。GHQが占領政策として武道、剣道の廃止を考えることは経緯としてはありうる。しかし武道、剣道が第二次世界大戦を引き起こしたり、戦線を拡大していったわけではない。戦場で相手国の兵士を殺傷しても、刀が自然にその働きをしたわけでもない。あくまで人間が、日本人が起した行為である。日本および日本人が、責任をとるべきで、武道や剣道はある意味で被害をうけた立場といえる。武道とは剣道とは、という国民的議論とりわけ武道、剣道にかかわる人人の討議、批判を経ずして、GHQやその流れをうけた文部省の指導によるスポーツ化は軽率といわざるをえない。

武道と世界、武道と人間および人間生活など、今日、将来にわたった総合的な議論が欠如している。厳しくいえば、はじめから武道としての剣道にはこのような要素がなじまない、と剣道に関係する人人すら諦観しているように受けとめられる。

さらに文部省内の武道の位置づけでも動揺がみられた。すなわち学校剣道などが「武道」と呼ばれるのは昭和6年（1931）の文部省訓令からであるという。武道が体錬科武道となるのは昭和16年（1941）ともいう。この後に敗戦となり昭和33年（1958）に文部省は武道をスポーツとするため武道にかわる名称を創出している。それは中学校学習指導要領の改訂にともなう行なわれた。運動形態による分類をするために、柔道、剣

道,相撲の対人スポーツを武道と呼ばずに「格技」とした。教育界ではこの呼称を使用した。以上のように見てくると, GHQ, C I Eはもとより文部省からも, 武道への警戒心もあって武道とりわけ剣道は戦争犯罪を科せられた存在として取扱われてきたといえる。さらに平成元年(1989)の文科省指導要領の改訂で「我が国, 固有の文化としての伝統的な行動」が期待され「武道」は復活する。いろいろな矛盾のなかで, 平成24年から中学校武道必修化はスポーツとして実施されてきている。

二、武道・剣道, 平成24年(2012)必修化への道

平成17年(2005)2月に自民党安倍政権のもとで, 文部科学大臣から中央教育審議会へ4項目の要請を行った。

- 1, 二十一世紀を生きる子どもたちの教育の充実をはかるため
- 2, 教員の資質・能力の向上
- 3, 教育条件の整備
- 4, 国の教育課程の基準全体の見直し

などの検討である。

このような要請の背景には, 安倍政権の保守的な政策選択と激変する国内外の新しい知識, 情報・技術があらゆる生活領域をおおいつくし, それに対応することがもとめられる時代となったということであった。

いわゆる世界化(グローバル化)が浸透してきた。国際的な競い合いを当然のこととしてきていて, その反面で国際協調の必要性も増大してきていた。

変化する状況に適応していくためには教育において確かな学力, 豊かな心, 健やかな体いわゆる知徳体の一体的発達をはぐくむことが重要とされた。

さらに国際的な機関からの調査・比較・評価もわが国の教育の改革をもとめる外圧として働いた。

すなわち平成12年(2000)以降3年ごとに行われてきた経済協力開発機構(OECD)の学習到達度調査・PISA調査などで数字が低下してき

ていた結果も政界や教育界に大きな影響を与えた。それによると

- 1, 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題, 知識・技能を活用する問題
- 2, 読解力で成績分布の分散が拡大していて, その背景に家庭での学習時間など学習意欲, 学習習慣, 生活習慣に問題
- 3, 自分への自信の欠如や自らの将来への不安, 体力の低下といった問題, があるという指摘である。

国際的にどのようにわが国の児童生徒が見られているかという点からすれば, このような評価は大きな参考となる。武道・剣道は3,に關係する。

そして平成17年(2005)4月から中央教育審議会が開催された。

一教育基本法の60年ぶりの改正一

その間に平成18年(2006)12月におよそ六十年ぶりに教育基本法が改正された。主な内容は21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成をめざすという点から, 教育の新しい理念が定められた。学校教育法でも教育基本法の改正をうけて, 新たに義務教育の目標が規定され, 各学校段階での目的・目標設定が改正された。

さらにこれらの改正をうけた学習指導要領の改訂をもとめている。

中央教育審議会は2年10カ月にわたる審議を経て平成20年(2008)1月に「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を答申している。基本的な考え方は次のとおりである。

- 1, 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- 2, 「生きる力」という理念の共有
- 3, 基礎的, 基本的な知識・技能の習得
- 4, 思考力, 判断力, 表現力等の育成
- 5, 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- 6, 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- 7, 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実である。

平成18年(2006)に改正された教育基本法で

新しく四章にわたって章立てされたその第一章、教育の目的及び理念の（教育の目標）第二条五にある伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、に含まれる。

旧法である昭和22年（1947）の教育基本法では、十一条まである条文に「我が国」「郷土」「伝統」という文言はない。ただ「文化」が第二条にあるだけである。

敗戦後2年経過した時点での法律であるということからしても、講和条約発効前の事情もあり自粛の姿がはっきりとしている。

一「中学校学習指導要領」の新旧比較一

このようにして63年経って改正された教育基本法をうけて平成20年（2008）に告示されていた「中学校学習指導要領」にあって武道・剣道は旧要領と比較してどのように扱われているのであろうか。

保健体育の体育分野における訂正の大きなポイントとは、多くの領域の学習体験をさせようとして、自らに適した運動を選択できるようにするため、第1学年、第2学年を通じて、選択であった「武道」、「ダンス」を含めすべての運動領域を必修化したことである。

なお1年から3年まで、授業時数は90時間から105時間となった。改正前と後を次に示してみる。

※指導要領の表示の仕方は次のようである。

- A 体づくり運動 B 器械運動
C 陸上競技 D 水泳 E 球技
F 武道 G ダンス H 体育理論

1～2学年

【改正前】

F 武道 選択 1年はF・Gから1選択、2年はE・F・Gから2選択

- (1) 自己の能力に適した課題をもって次の運動を行い、その技術を身に付け、相手の動きに対応した攻防を展開して練習や試合ができるように

する。

ア 柔道 イ 剣道 ウ 相撲

- (2) 伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、練習や試合ができるようにするとともに、勝敗に対して公正な態度がとれるようにする。また、禁じ技を用いないなど安全に留意して練習や試合ができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した技を習得するための練習の仕方や試合の仕方を工夫することができるようにする。

【改正後】

F 武道 必修 具体的な指導内容を明示

- (1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにする。

ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの攻防を展開すること。

イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること。

ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、押しやり寄りたりするなどの攻防を展開すること。

- (2) 武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。

- (3) 武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

3学年

【改正前】

F 武道 選択 E・F・Gから2選択

- (1) 自己の能力に適した課題をもって次の運動を行い、その技術を身に付け、相手の動きに対応した攻防を展開して練習や試合ができるようにする。

ア 柔道 イ 剣道 ウ 相撲

- (2) 伝統的な行動の仕方に留意して、互いに相手を尊重し、練習や試合ができるようにするとともに、勝敗に対して公正な態度がとれるようにする。また、禁じ技を用いないなど安全に留意して練習や試合ができるようにする。
- (3) 自己の能力に適した技を習得するための練習の仕方や試合の仕方を工夫することができるようにする。

【改正後】

F 武道 必修 E・Fから1以上選択 具体的な指導内容を明示

- (1) 次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を身に付けることができるようにする。
- ア 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技や連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防を展開すること。
- イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防を展開すること。
- ウ 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手を崩し、投げたりひねったりするなどの攻防を展開すること。
- (2) 武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。
- (3) 伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

体育に関する知識について

【改正前】

H 体育に関する知識 必修

- (1) 運動の特性と学び方
各種の運動の特性に応じた学び方や安全の確保の仕方について理解するとともに、自己の生活

の中での生かし方を理解する。

- (2) 体ほぐし・体力の意義と運動の効果
体ほぐしの意義と行い方及び体力の意義と体力の高め方について理解する。また、運動の心身にわたる効果について理解する。

【改正後】

H 体育理論 必修 具体的な指導内容を明示

- (1) 文化としてのスポーツの意義について理解できるようにする。
- ア スポーツは文化的な生活を営み、よりよく生きていくために重要であること。
- イ オリンピックや国際的なスポーツ大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること。
- ウ スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていること。

内容の取扱いについて

【改正前】

- (1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 第1学年及び第2学年においては、「A 体づくり運動」から「H 体育理論」までについては、すべての生徒に履修させること。その際、「A 体づくり運動」及び「H 体育理論」については、2学年にわたって履修させること。
- イ 第3学年においては、「A 体づくり運動」及び「H 体育理論」については、すべての生徒に履修させること。「B 器械運動」、「C 陸上競技」、「D 水泳」及び「G ダンス」についてはこれらの中から一以上を、「E 球技」及び「F 武道」についてはこれらの中から一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。
- (2) 内容の「A 体づくり運動」から「H 体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 「A 体づくり運動」の(1)のアの運動については、「B 器械運動」から「G ダンス」までにおいても関連を図って指導することができること。また、「A 体づくり運動」の(1)のイの運動については、第1学年及び第2学年におい

ては、動きを持続する能力を高めるための運動に重点を置いて指導することができるが、調和のとれた体力を高めることに留意すること。第3学年においては、日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図ること。

カ 「F 武道」の(1)運動については、これら(注1)のうちから一を選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても履修させることができること。

(注1)：「これら」とは柔道、剣道、相撲。

【改正後】

(1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第1学年においては、「A 体づくり運動」から「E 球技」まで及び「H 体育に関する知識」については、すべての生徒に履修させること。

「F 武道」及び「G ダンス」については、これらのうちから一を選択して履修できるようにすること。

イ 第2学年及び第3学年においては、「A 体づくり運動」及び「H 体育に関する知識」については、すべての生徒に履修させること。「B 器械運動」から「D 水泳」までについてはこれらのうちから一又は二を、「E 球技」から「G ダンス」までについてはこれらのうちから二をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A 体づくり運動」から「G ダンス」までに示す事項については、各学年において次のとおり取り扱うものとする。

ア 「A 体づくり運動」の(1)のアの運動については、「B 器械運動」から「G ダンス」までにおいても関連を図って指導することができること。心、健康など保険分野との関連を図ること。「A 体づくり運動」の(1)のイの運動については、これらのうちから(ウ)に重点を置いて指導することができるが、調和のとれた体力を高めることに留意すること。

カ 「F 武道」の(1)の運動については、アからウまで(注2)の中から一を選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどその他の武道についても

履修させることができること。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行なうとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意すること。

(注2)：アからウまでとは、柔道、剣道、相撲。

(下線 和田)

—学校・地域・剣道に対応する全日本剣道連盟の足跡—

先に触れたGHQの武道・剣道廃止構想から関係者の努力が続けられ、平成24年(2012)から中学校の武道・剣道が全国で必修化されたが、その指導者すなわち体育教師、実技演舞者の絶対的不足であることは、現場の中学校の悩みである。

しかしながらその一方で全日本剣道連盟が、剣道の社会化についての独自の努力を続けてきていた。昭和47年(1972)の保健体育審議会の答申で、社会体育指導者の資格基準の明確化指摘されていた。その後、昭和61年(1986)に同審議会から「社会体育指導者資格付与制度について」文部大臣に提案された。体育局長通知が実施にあたって体育関係団体などにもたらされた。全日本剣道連盟は「社会体育指導者資格認定事業」に関する通知を受けて組織内で検討に入った。

幾多の障害をこえて平成7年(1997)に第1回社会体育指導員養成講習会が3泊4日で、東京都調布市で剣道の基礎理論、実技実習、指導理論、救急法など14科目にわたるものであった。この当時すでに武道・剣道の中学校必修化が教育界で主流になっていたわけではないが、剣道界の一部には将来を見越しての考えがなかったわけではなかった。この全日本剣道連盟の社会体育指導員制度の成長と充実、武道・剣道必修化をうけとめて学校、生徒、関係者の期待に応えられる現況にあるといえる。学校剣道を武道必修化の中で新局面として実践してきた。

地域におけるこの制度の活動についてここに記すこととする。月刊『剣道時代』平成26年7月号に掲載されたものである。

以下転載：

社会体育指導員の活躍の場の確保を！

—平成 25 年度文科省委託事業授業協力者養成講習会—

全剣連社会体育指導員

文京学院大学非常勤講師 和田宗春

表題の講習会は平成 26 年 2 月 26 日（水）、午前 10 時から午後 3 時半まで東京武道館において全日本剣道連盟（全剣連）主催、東京都剣道連盟（都剣連）主管で開催された。

参加者は東京都を中心に 320 名。受講対象は社会体育指導員、資格予定者、退職教員などであった。受講資格は派遣を希望する中学校、教育委員会の教育計画や実施要項を遵守出来る者などであった。

この講習会は平成 24 年度から必修化された剣道などの武道必修化をうけて行われるものである。

社会体育指導員制度への道

全剣連と必修化の関わりを振り返る。

昭和 62 年に文部省体育局長から社会体育指導者認定事業の実施について関係団体に通知が出された。同年に全剣連は普及委員会で社会体育指導員認定事業の検討を開始した。

しかし剣道には段位・称号制度があり、新制度への危惧などの理由でしばらくは結論をみなかった。

ところが平成 3、4 年度の人事改選により大島功会長、武安義光専務理事が決定されてから急速に進められた。

〈中略〉

そして平成 6 年、全剣連から『社会体育指導員の知識・技能審査事業』が文部省に申請され認定された。翌平成 7 年に第 1 回全剣連体育指導員（初級）の養成講習会が東京都調布市の NTT 中央研修センターで実施されている。

全国で平成 26 年 1 月までに初級約 7400 人、中級 2400 人、上級 660 人が資格取得者となっている。都剣連にあっても平成 25 年 11 月までに初級約 430 人、中級約 290 人、上級約 90 人である。このような資格を得て自ら剣道指導を学校で希望している人は、体育授業、部活動に限らず、全国で一万人、東京都でも 800 人を超える。すなわち人材は十分に整っている。

講習会の進行

2 月 26 日の都剣連主管の講習会は次のようなプログラムで実施された。

10:00 ～ 10:05 開会挨拶 浅野会長

10:05 ～ 12:00 「武道等指導推進事業」の概略説明

中学校武道必修化のねらい

①学校理解 ②生徒理解 ③立場と役割 ④学習指導要領
質疑応答など

12:00 ～ 12:40 昼食・休憩

12:40 ～ 15:10 授業指導例の説明と質疑

15:10 ～ 15:20 閉会挨拶 千葉副会長兼専務理事

受講者の質疑応答も事例をもとにした実務的なものが多く、講師も丁寧に何度も応えていた。当日、全剣連が作成した『剣道授業の展開』、『剣道授業の展開ダイジェスト』も配布された。参加者へのアンケートも用意されていた。

参加者には修了証書が出され、全日本剣道連盟授業協力者データベースに登録され、教育委員会、中学校などへ公表される。

これからの課題

全剣連、都道府県剣連は、一万人を超えるこの有資格者を、生涯剣道の立場からも活かして、武道必修化をとらえ正しい剣道普及の機会とすべきである。教育としての剣道を構築する機会でもある。そして日本の文化、伝統である剣道を、中学生をはじめ次世代に、継承していくべきである。

そのための課題を記してみたい。

- 一、武安専務理事の主張した段位にこだわらない、知識や教養をもった社会体育指導員制度の原点を忘れず人材養成を図るために、積極的に資格取得者の授業、部活動への参入の機会を提供する。
- 二、常に学校現場の要求を把握して、各自治体の教育委員会との情報交換、相互理解や中体連などとの連携をはかる。
- 三、二のために都道府県、区市町村の自治体で、剣道授業、クラブ活動で成功している事例を通じて研修の場を設けるとともに、教育

委員会，学校関係者，マスコミに公開し理解を深める機会をつくる。

四、教育としての剣道指導の理念，技術の向上のために，有資格者の各区市町村の組織化を急いで全国的な体制をつくる。

まとめ

武道必修化から二年が経ち，施行後の成果が検討される時期となる。

区市町村ではそれぞれの事情を活かして実施しているが，人材派遣，財政支援などで工夫と知恵が問われている。これを受けて国や都道府県は社会体育指導員の待遇など，実態に即応した対策を区市町村と情報交換しつつ更なる発展を図っていくべきである。

：以上 転載

以上が掲載された記事である。これは東京都の一例であるが，全国にも武道としての剣道普及に向けて新しい運動としての制度が根付いてきている。当時の全日本剣道連盟武安専務理事が「この制度を取り入れることを通じて，段位がたとえ低くても必要とされる知識と教養を備えた人が指導者として尊重され，活動し剣道界を作っていくとするもの」と新体制に要請したのである。この要請を受けた範士八段 福本修二氏，教士八段 岡村忠典氏などの各委員長，委員の努力は剣道の社会化，社会貢献の糸口をつくる貴重なものであった。

三、武道必修化における剣道授業の一例

都内城北地区の某中学校での剣道授業の現状を生徒への回収されたアンケート結果を中心にして検討する。もともとの中学校の歴代校長が剣道授業に理解があった。また剣道部もあって有段者の体育教諭が熱心に指導していた経緯があった。十年前から剣道の社会体育指導員である和田が，部活に要請されて協力してきた。そして七年前から授業にも参加してきた。

その時に体育教諭から申し出のあった条件は，
1. スケジュールは教諭がつくる。2. 剣道の歴史をふくめた武道の精神をつたえてほしい。3. 礼法をできるだけ丁寧に指導してほしい。であった。

指導員からは，①体育教諭の指示で武道としての模範演舞を示す。②準備体操から生徒と同じ行動をとる。③指導は身ぎれいな着装と「です」「ます」の言葉づかいで生徒の個性を考えて指導する。であった。

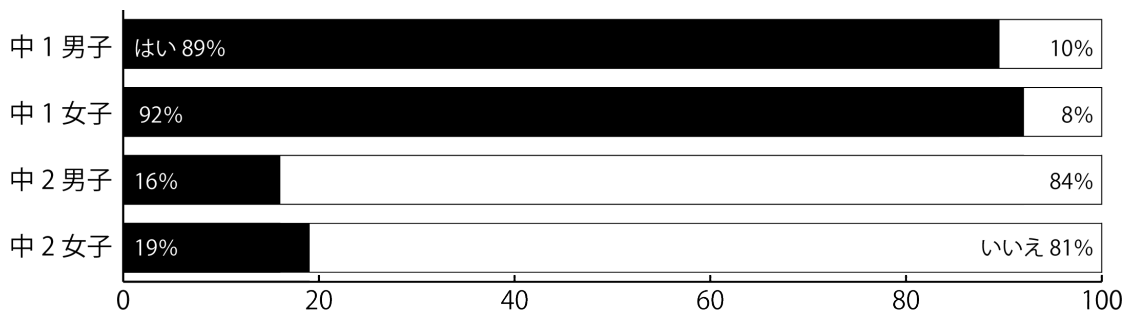
当該中学校の剣道指導は通常 11 月下旬から冬休みをはさみ卒業期まで 10 時間から 12 時間程度で，他のスポーツとの関係からこのようになっていた。厳冬期に入るので素足，正座の授業の 50 分は相当に生徒は刺激となったようだ。

このたびのアンケートは最新のものであるが過去にも同趣旨の調査をおこない比較したことがある。比較しながら指導の工夫に生かしている。たまたま本アンケート調査の前年は，和田が協力できなかったもので，教諭だけの授業であった。1 年生にとってはほとんど全員が，剣道がはじめてで，指導員もはじめて，2 年生にとって剣道に 1 年生でなじんではいるが，指導員ははじめてという授業環境であった。指導員は以下 19 項目にわたって生徒に問いかけをしている。以下，学年別，性別にまとめる。

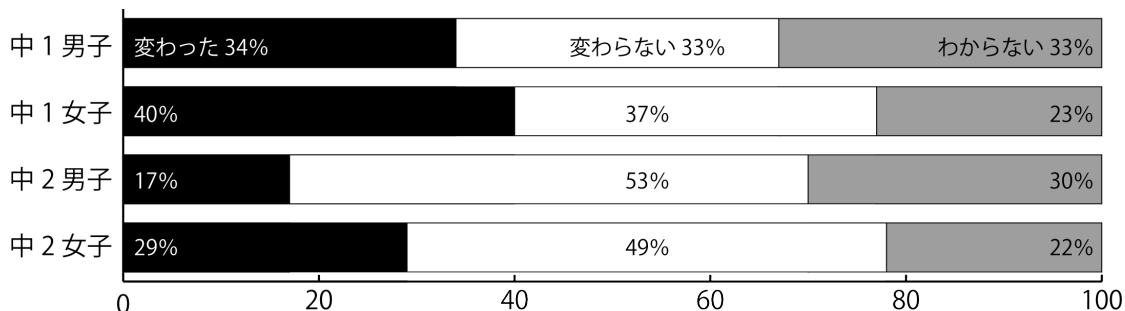
アンケート回答数（全員回答）

中学1年（男 95名，女 67名），中学2年（男 78名，女 63名）

問1：剣道は初めてですか



問2：授業の前と後で剣道の印象は変わりましたか



問3：（2で「変わった」と答えた人のみ）どう変わりましたか

1年女子

「最初は男子のやるものと思っていたが、かんたんにはできた。」「すごく楽しかった。」「思ったよりたくさん動くんだと思った。」「面をうたれるとけっこう痛い。」「怖いものかと思ったが、そうでもなかった。」「最初は大声をだしてバシバシたたいて怖いイメージだったが、礼儀があってカッコいいイメージになった。」「思った以上に礼儀ただしと思った。」「最初はつまらなかったが、面打ちはたのしかった。」

他 23 件

1年男子

「やーやーいっているだけで下らなかった。」「思った以上にむずかしい。」「もっといたいと思った。」「防具のかたづけが大変だった。」「最

初は遊びとあったが、あとから伝統と思うようになった。」「竹刀を振るだけだと思ったが、楽しいスポーツだった。」「ふざけてやらないことがわかった。」「剣道のみかたが変わった。」

他 31 件

2年女子

「腕の筋肉がいたかった。」「痛いとか怖い印象がおもしろいになりました。」「カッコいいと思った。」「打てると楽しくし礼儀もよくて、よいスポーツと思った。」「怖かったけど面白くなった。」「1年のときとくらべてくわしく知ることができました。」「動きの1つ1つに意味があって奥深いものがあった。」「初めはつまらなかったが剣道をやったのしくなった。」「雑巾がけや防具のつけかたが大変なこともわかったが面を打つと気持ちよかった。」「最初は声がでなかったが、やっていくうちに声がでるように

なった。」「剣道は日本の文化伝統なのでやっ
たらとても楽しかった。」「授業がすごくわかりや
すかった。」「来年も剣道するのはちょっときつ
い。」「礼儀が身につく、昔からの文化に触れる
ことが日本のよさを再確認できました。」

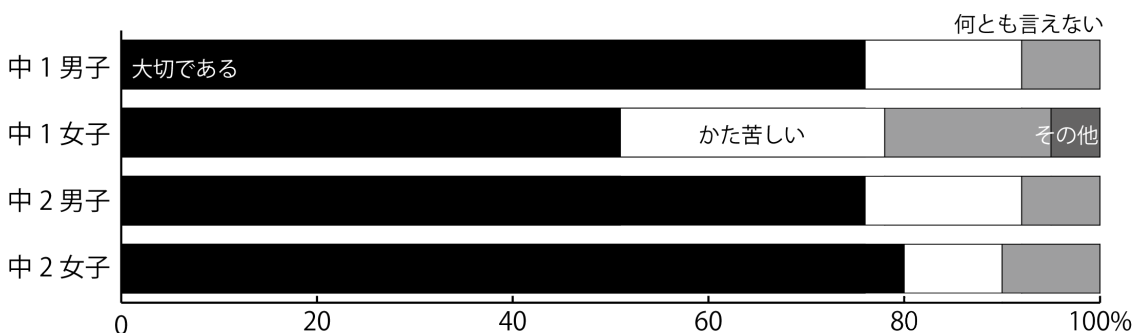
他 23 件

2 年男子

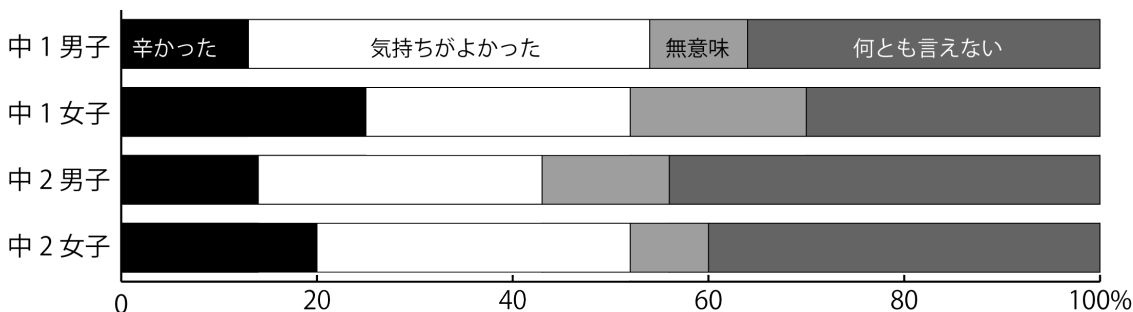
「礼儀をみなおした。」「あいさつの仕方や心が
まえがわかった。」「ただいたいと思ったが真剣
さがおもしろかった。」「1年のときは怖かった
けど、楽しくなった。」「今回はつまらなかった。」

他 13 件

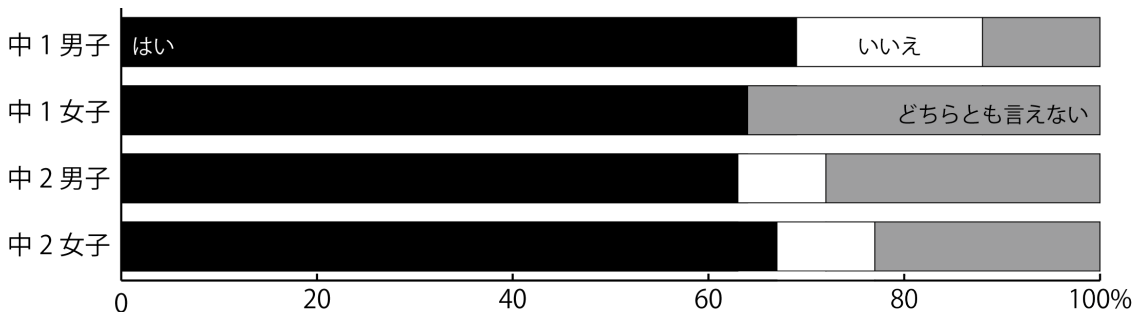
問 4：礼儀（正座・立礼など）をどう思いましたか



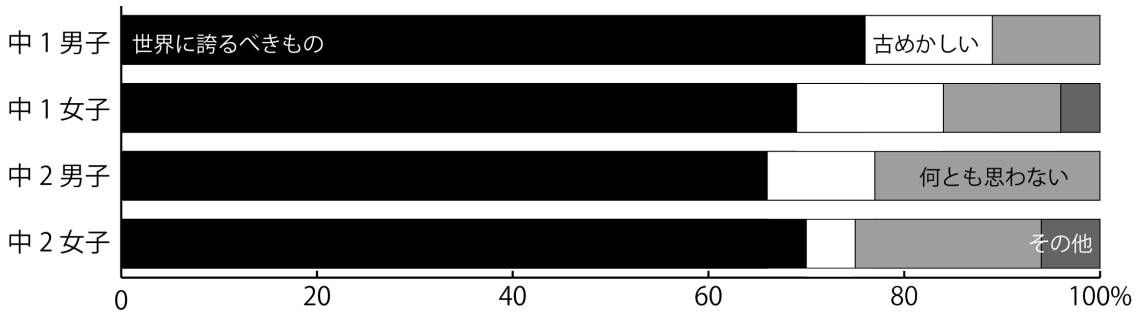
問 5：雑巾（ぞうきん）がけをどう思いましたか



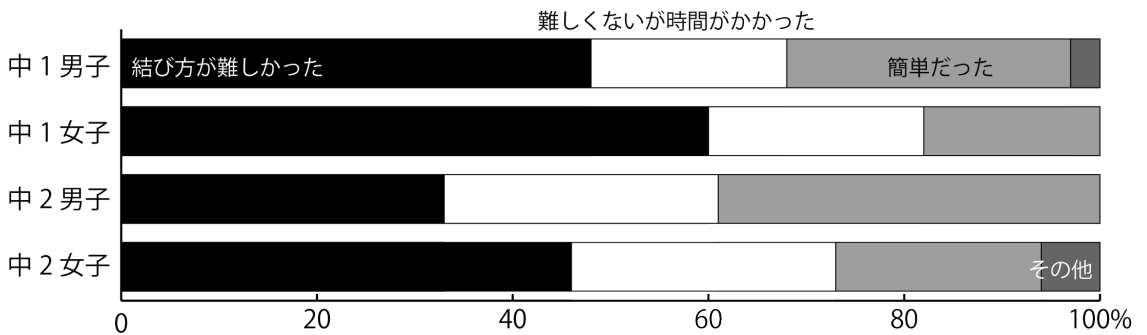
問 6：剣道の歴史（真剣・木刀・竹刀など）について理解出来ましたか



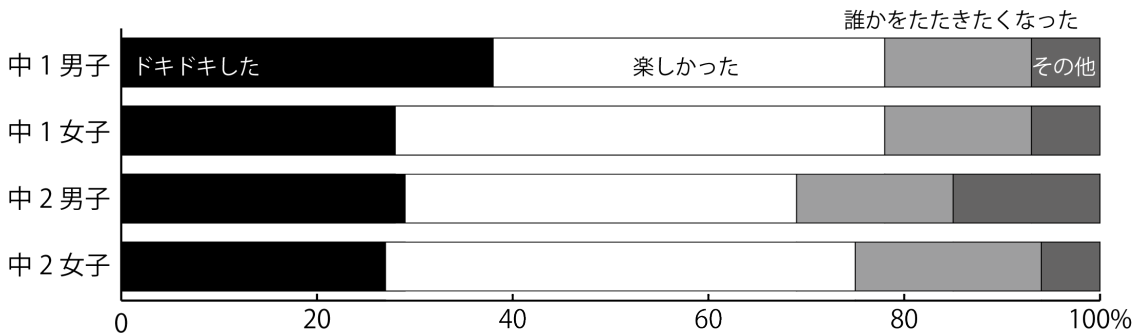
問7：日本文化と剣道についてどんなことを思いますか



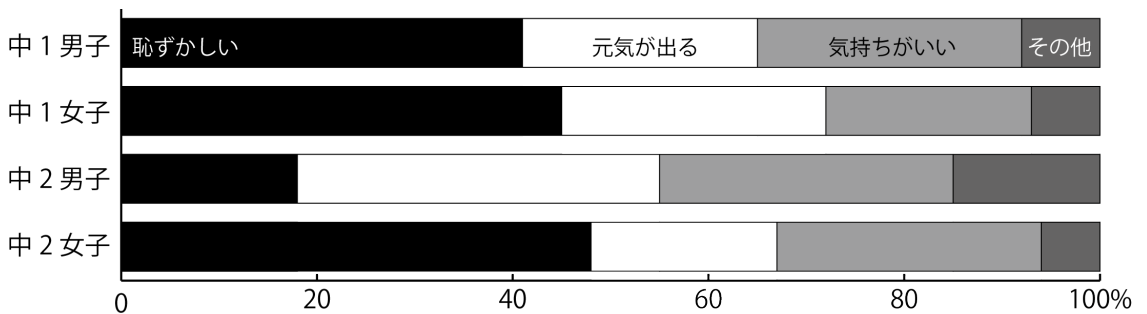
問8：防具を付けた時のことをうかがいます



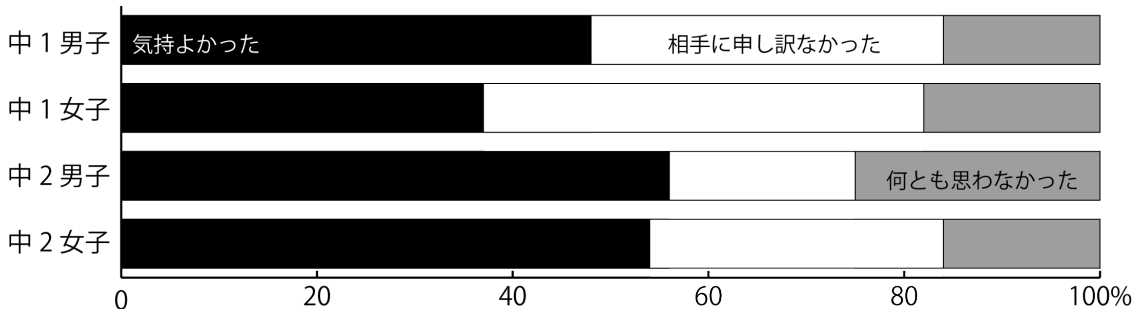
問9：竹刀をにぎった時のことをうかがいます



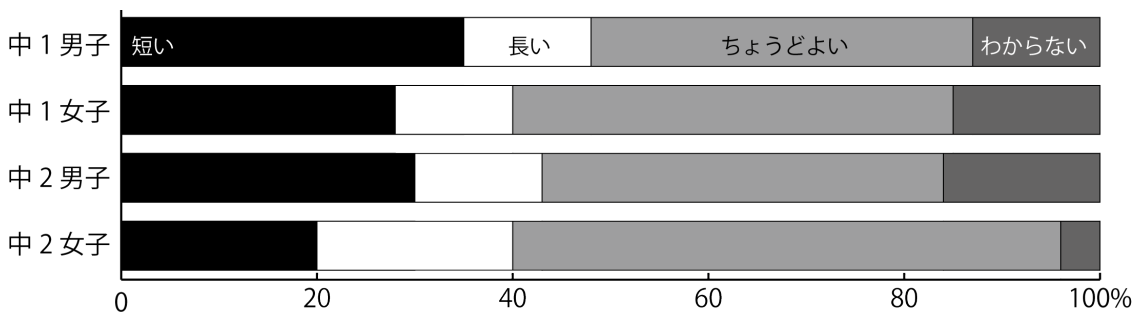
問10：「メン！」など大声を出すことをどう感じましたか



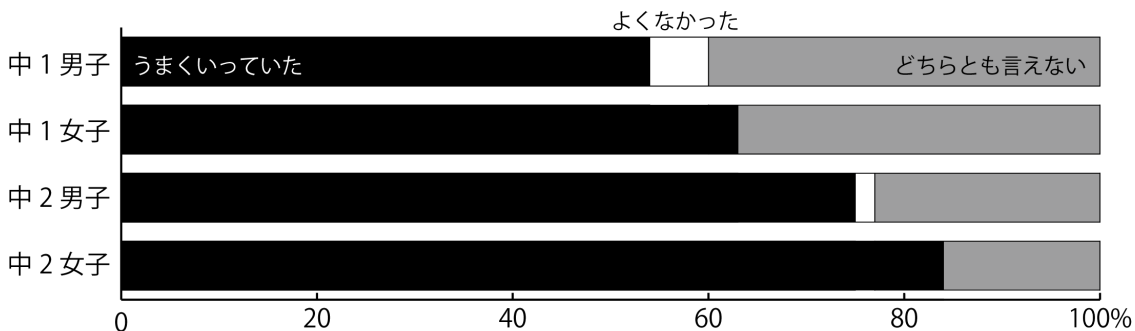
問 11：相手の面などを打った時のことをうかがいます



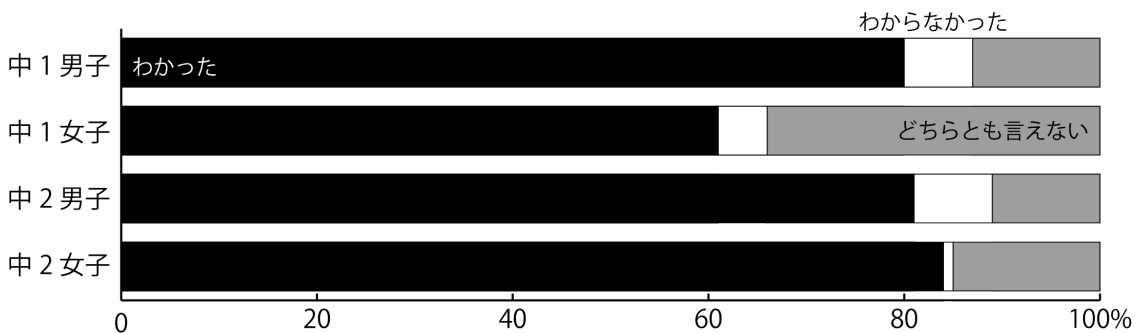
問 12：50分の授業時間についてうかがいます



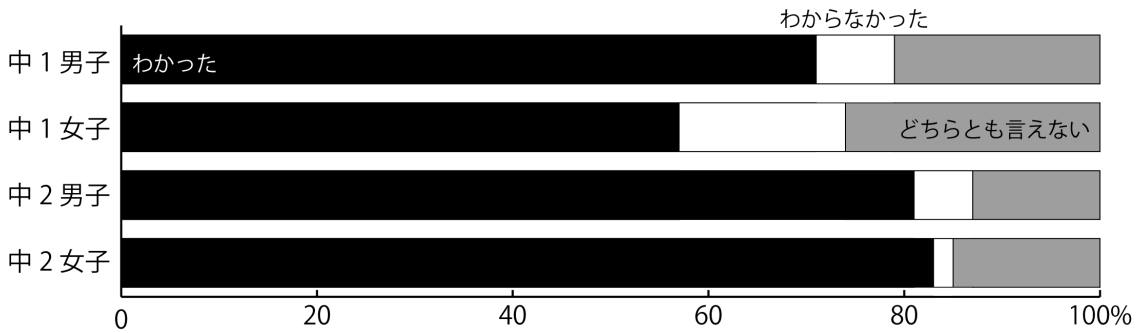
問 13：先生とわだ指導員のコンビはうまくいっていませんか



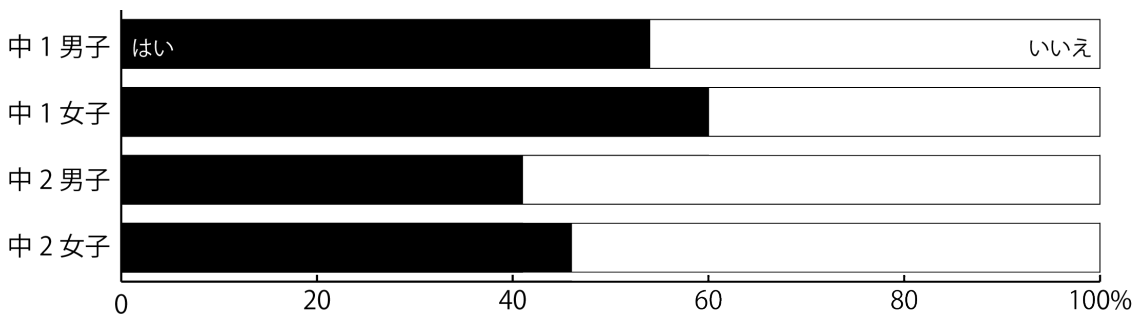
問 14：指導員の模範実技や説明はわかりましたか



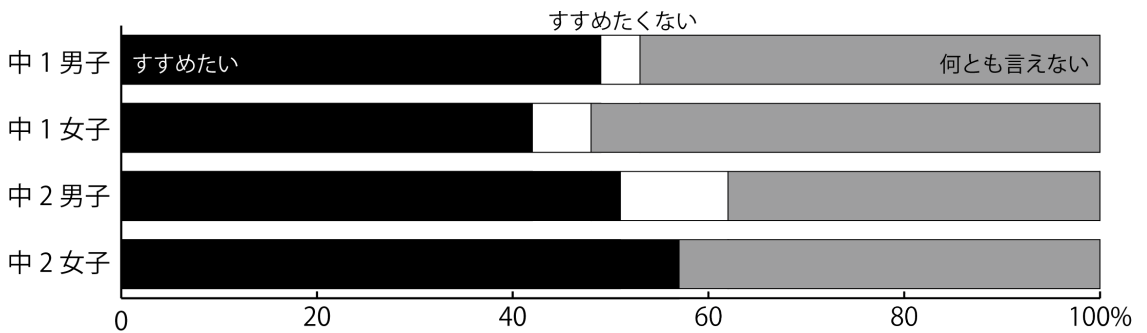
問 15：指導員の指導についてどう思いますか



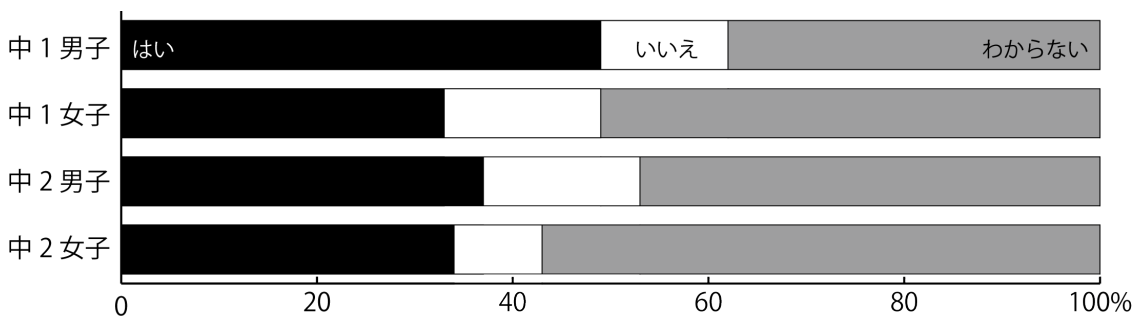
問 16：家庭で剣道授業の話をしましたか



問 17：剣道の授業を体験して、この体験を後輩（中学生の）にもすすめたいですか



問 18：剣道授業（礼法や積極性など）を受けて、自分の考えや行動が変わったと思いますか



問 19：何か感想や意見、あるいは注文や要望があれば自由に書いてください

1 年女子

「初めてだったが楽しかった。」「やりたくない気持だったが、やってみると楽しかった。興味がわいた。」「とても楽しかった。また剣道したい。」「防具のつけかたがクラスでちがって、こまってしまった。統一してほしい。」「初めての体験でたのしかった。またこのような機会があるといいと思った。」

他 19 件

1 年男子

「試合をしたかった。」「これからもつづきたい。」「防具をつけるのがおそかったので、はやくつけられるようになりたい。」「この経験を忘れずに今後の生活に生かしたい。」「礼儀が大切と思った。」「かたくるしいイメージがあったが、そうではなかった。礼儀が勉強になった。」「打つのがとても気持よかった。」

2 年女子

「授業はわかりやすかった。」「難しいこともあったが、たのしい授業だった。」「剣道はたいへんだったが、かっこよく楽しかった。」「1年のときよりも技が上達した。」「日本の歴史のなかで剣道は本当にすばらしいものだと思った。授業の前の雑巾がけや礼儀のことで感謝、礼儀の大切さが身にしみて分かりました。」「指導員は熱意があって、私もこんなふうにできたらと思いました。」「最初はむずかしかったが、どんどんたのしくなった。」「痛くないから思い切って打っていいと先生はいったが、私は痛すぎてアザができました。」「もうやりたくないと思いました。」「もっと楽しめたらよかった。」「剣道部をやっているが着そうなど基本的なことをいわれて勉強になった。」

他 23 件

2 年男子

「試合をしたかった。礼法が大切とわかった。」「相手の面を打ったとき気持がよかった。」「足がつめたいということ、「小手」がいたかった。でもたのしかった。」「1年のときよりも上達したと思う。」「講師の説明がわかりやすかった。」「授業がたのしかった。」

—アンケートを終えて—

問 1 では中 2 は男女とも 2 年目、中 1 はそれぞれ初めての生徒が多かった。

問 2 は中 1、中 2 とも男女で「変わらない」「わからない」で 60% 以上になる。

問 3 では雑巾がけ、防具の片付けなどの意見、剣道への理解も思ったよりあった。

問 4 では「大切である」という声が予想以上にあった。

問 5 は「無意味」「何とも言えない」の数字が目された。

問 6 では「理解できた」という点を大切にしていきたい。

問 7 では圧倒的に国際的な価値を認めている。

問 8 では日常生活で紐との関係が薄いことがわかる。

問 9 の「ドキドキした」「楽しかった」をさらに増やしていく。「誰かをたたきたくなかった」という答えをどう理解するのか。

問 10 では大声（発声）への恥ずかしさを感じている回答が多かった。一方、「元気が出る」という回答も多かった。

問 11 では「申し訳なかった」という心と「気持よかった」を両立できないか。

問 12 では「ちょうどよい」「短い」が多数だが、「長い」とする生徒への配慮も大切だと考える。

問 13 ではこの関係が授業を左右する。

問 14 は現在の中学生に理解できる実演と説明が大切である。

問 15 は姿勢、人柄、指導など全体の受けとめられ方として考える。家庭で学校内情報として剣道が話題となること、武道・剣道の広がりにつながる

問 16、問 17 では他のスポーツと同じく武道・剣道の一般化が必要であると思われる。

問 18 では武道・剣道の内外面の影響が出ていることがうかがえる。

自由記述の問 19 では武道・剣道について予想と異なった安心感が持てたという回答が目立った。

授業は 50 分間。その間に出席、準備体操、雑巾がけ、防具の装着、授業内容の説明、授業のまとめ、防具の後始末、黙想を行う。授業時は 25

～30分というところ。これを10～13回繰り返して剣道の楽しさ、すなわち打つこと、打ちあうことまで指導することは至難である。まして、大声を出したり、人を打つことに抵抗する生徒もいる。ほぼ30人全員が満足する授業を提供することを使命とするのであるから、生徒への声かけ指導には最大の注意を払う。

以上全体的にみて、生徒の授業中の態度がそのまま出ていると思う。

おわりに

平成23年(2011)に50年ぶりにスポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が誕生した。その要旨は国や地方団体のスポーツ振興の責務とスポーツ団体の努力を明確に地位づけている。当時既に教育基本法、指導要領も改正改訂されていて中学校の武道必修化も各界で注目、話題となっていた。武道の必修が実現する1年前である。

しかしながらこの基本法には法律名はもとより条文にも武道は記載されていなかった。一方において学校教育において武道の名称を使用しているが、内容はスポーツとしての武道、剣道ということである。さらに全国に必修化を義務づけながら基本法に明記、記載しなかった矛盾はどう解釈すべなのかということである。政界、教育界が見逃したというほど軽がるしい問題ではない。皮肉な考え方をすれば、あえて武道を基本法に載せなかったのかもしれない。

かつてのGHQ、CIEの武道、特に剣道への警戒心を文科省も引き継ぎ、基本法と明文化することによる各界の反発、反対を予期しての策とも考えられる。それはGHQの武道、剣道の廃止論にはじまる、運命ともいえる経過であった。おなじ武道でも剣道は「菊と刀」にはじまる刀、軍刀との関係から禁忌と考えられてきていた。それを剣道界は晦渋するためにGHQそして国内的にも当時の文部省のスポーツ化の指導に従うような結果になったのではないか。そして学校現場では、今日、武道としての剣道を生徒に求めているという乖離がある。

武道教育、剣道教育を普及していくためには名実ともにスポーツ基本法ではなく、武道・スポー

ツ基本法を堂堂と法律化していくべきである。できなかった背景には、これまで論述してきた戦後の武道、剣道を正面から国などが扱ってこなかった模糊とした姿勢がある。武道・スポーツ基本法(仮称)として国が公認し、武道を武道として伝統、文化に位置づけることで、それが学校剣道の教育的な使命になるはずである。

引用文献

『剣道の歴史』財団法人全日本剣道連盟(2003)

(2014.9.24 受稿, 2014.10.27 受理)